

秦野市国土強靱化地域計画案のパブリック・コメントの実施結果
について

1 意見募集期間

令和3年1月16日（土）から同年2月15日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号及び市ホームページ

3 公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 防災課（担当課等）における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 はじめに	4	4	0	0	0	0
2 第1章 基本的な考え方	2	0	0	0	0	2
3 第2章 脆弱性評価	4	1	0	0	0	3
4 第3章 強靱化の推進方針	14	2	1	7	1	3
5 第4章 計画の推進	1	0	0	1	0	0
6 全体を通じて	9	0	1	2	0	6
計	34	7	2	10	1	14

※ 意見等への対応区分

A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの

C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D：計画案に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

「秦野市国土強靱化地域計画案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	はじめに	2	分野別計画に都市マスタープランを記載した方がよいのではないか。	A	いただいた御意見を参考に、修正しました。
2	はじめに	3	秦野の地形について、急傾斜地が多い等、計画に表記してはどうか。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。
3	はじめに	3	秦野の盆地という地形的な特性から、急傾斜地や河川が多く、災害に関するリスクや課題がよく伝わるような写真や文言を入れていただきたい。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。
4	はじめに	3	「1 計画策定の趣旨」 秦野は、北側に丹沢山塊が連なり、南側には渋沢丘陵があるなど、県下で唯一の典型的な盆地を形成しているため、地理的・地形的・気象的な特性があるため、それを起因とする災害に苛まれていると思うので、その旨も記載するべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。
5	第1章	4	「2 事前に備えるべき目標」 「基本目標」で、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化について記載されていますが、事前に備えるべき目標の各項目に、この旨について記載されていないので、新規項目を設けるか、(1)～(8)の文章内に併せて記載するべきだと思います。	E	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
6	第1章	4	「(7) 制御不能な二次災害を発生させない」とありますが、制御可能な二次災害については発生しても問題ないように読み取れます。単に「二次災害を発生させない」では、文章表現として問題あるのでしょうか。	E	起きてはならない最悪の事態は、国の基本計画及び県の地域計画と文言について調和を図るため、基本的に同じ表現をしております。したがって、制御可能な二次災害について発生しても良いということではありません。
7	第2章	5	1-5におけるリスクシナリオ「大規模な火災・・・後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態」とありますが、具体的に、後年度にわたる地域の脆弱性が高まる事態とは、どのような事態でしょうか。	E	例えば、地震や大雨により土砂崩れが発生した場合、復旧するまでの間、そのがけは更なる崩壊を起こす危険性があります。その崩壊の規模が大きいくほど、対策工事が完了するまで時間がかかりますので、その間、地域の脆弱性が高まることとなります。
8	第2章	6	7-4におけるリスクシナリオ「ため池、ダム、防災設備、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生」とありますが、勉強不足で申し訳ありませんが、秦野市にダムや天然ダムはあるのでしょうか。それがなければ、わざわざ記載する必要はないと思います。	E	起きてはならない最悪の事態は、国の基本計画及び県の地域計画と文言について調和を図るため、基本的に同じ表現をしております。本市にダムはありませんので、推進する施策には入っておりません。
9	第2章	6	8-4におけるリスクシナリオ「新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」とありますが、市域内に新幹線は通過していませんが、幹線との誤りでしょうか。	E	起きてはならない最悪の事態は、国の基本計画及び県の地域計画と文言について調和を図るため、基本的に同じ表現をしております。本市は新幹線が通過していませんので、推進する施策には入っておりません。
10	第2章	7	「4 政策分野の設定」 2行目「・・・次の6つの個別政策分野と1つの横断的分野を設定します。」とありますが、7ページ以降に記載されていますが、「次の・・・」と記載しているため、ここでも各分野名を記載する必要があります。また、7ページ以降では分野名のみ記載しているため、各分野がどのような概要であるのかも、ここで併せて記載する必要があります。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。
11	第3章	30	計画として少し見にくい作りになっているため、わかりやすい構成やKPIの目標数値について説明を入れる等できないか。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。
12	第3章	30	沿岸部は津波被害等、甚大な被害が想定される。他都市への支援策等広域的な取り組みを検討することで、国土強靱化が図られるのではないか。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
13	第3章	30	家具転倒防止は全国的な課題だと思う。阪神大震災でも多くの方が犠牲になっているので、計画に記載されているが積極的に取り組んでいただきたい。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
14	第3章	30	「避難場所の確保・整備」 3行目「・・・防災上必要な整備を進めるとともに」とありますが、具体的にどのような整備を指しているのか、示すべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
15	第3章	31	「避難所の確保・整備」 「35ページに記載されている「避難場所の確保・整備」の「避難場所」、このページに記載されている「避難場所」と、同じ言葉に思えますが、具体的な違いを教えてください。	E	地震による家屋からの落下物や、火災から身を守るために避難する場所を「避難場所」といいます。また、学校の体育館や教室、公民館等の避難生活を寝泊まりできる場所を「避難所」といいます。
16	第3章	32	「耐震性貯水槽整備計画に基づく地震に強い防災水槽の設置を行う基数」について、7年間で1基しか増やせないのでしょうか。	C	耐震性貯水槽整備計画については、3年ごとに1基の設置目標としており、基礎値年度の令和元年度に設置はありませんでしたが、令和2年度に1基設置しております。目標値については、令和3年度から令和7年度までの5年間で目標年度としておりますので、目標値は1基となっております。 なお、防火水槽については消火栓と違い占有面積が広く必要のため、道路及び歩道上への設置が困難となりますので、不足地域内での用地確保及び財源等を検討し、計画的に整備していきます。
17	第3章	32	「通学路安全対策事業」について、緊急案件全件とありますが、具体的にいくつの件数があるか記載するべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
18	第3章	34	1、河川改修 準用河川整備 1時間あたり50mmの降雨相当、当面の目標 ・いつまで50mmにこだわるのか、近年は80mm以上も普通になっている。考慮することも大事である。秦野市独自の目標も大事であるとする。 ・国、県との整合性もあると思うが災害は各地の状況で考えることも大事である。 ・台風も大型化しており、特に水害（土砂崩れ）には充分考慮願いたい。	C	今後、国や県、他の市町村の状況により検討します。市の管理区域である上流で1時間あたり80mmの降雨相当に対応にしても、県の管理区域である下流が同様に対応する必要がありますと考えます。
19	第3章	35	令和元年台風19号では土砂流出が多く発生している。土砂災害対策について示されているか。	B	第3章推進方針において、土砂災害対策について記載しています。
20	第3章	37	富士山噴火等に対する記載が少ないが、先進市の取り組み等をよく研究し取り組んでいただきたい。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

「秦野市国土強靱化地域計画案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
21	第3章	38	「水源の森林エリア・・・」とありますが、一般市民からすると、森林の種類についてわからないと思いますので、注釈が必要だと思います。 また、水源の森林エリアにおける私有林が、全体としていくつある中の、基礎値および目標値なのかわからないと、達成度が曖昧になると思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
22	第3章	38	KPI一覧 「水源の森林エリアにおける私有林の協力協約等の締結面積」とありますが、治山対策の指標として、何故、水源の森林エリアにおける私有林の協力協約等の締結面積を設定するのでしょうか。 大学の授業では、長期施設受委託方式や水源林長期施業受委託事業があると学びましたが、その方法は設定できないのでしょうか。	E	治山事業を実施する県と連携し、水源の森林づくり事業を推進するため、水源の森林エリアにおける私有林の協力協約等の締結面積を指標として設定しました。 なお、地域水源林長期施業受委託事業における森林整備面積は、「森林の機能維持」の指標として設定しています。
23	第3章	43	KPI一覧 「救急救命士の計画的要請（資格取得者数）」について、これから迎える未曾有の震災に備えることを考えると、令和7年度の目標値が少ないように感じます。また市民や消防職員以外の公務員にも普及すべきだと思いますので、それを考えても、もっと多く養成すべきだと思います。	D	消防本部では令和2年4月1日現在54名の救急救命士が配置されており、令和7年度までに年間1名を養成し消防力の強化に取組んでいます。 本市が派遣している救急救命東京研修所入校資格にはいくつかの要件がありますので、消防職員以外の職員が救急救命士の資格を取得することはできません。
24	第3章	47	復興について触れて無いが、最悪の事態にならないように取り組んでいく内容を示した計画ということか。	E	最悪の事態に陥らないよう、事前の取組みを中心に記載してあります。
25	第4章	62	「第4章 計画の推進」について ここでは、計画の推進体制、施策の重点化、計画の見直しについて記載されていますので、最終章で記載ではなく、第2章など前半で記載すべきだと思います。 「施策の重点化」 表について、人命の保護を最優先とする観点から、重点化するリスクシナリオを挙げていますが、東日本大震災では、大規模自然災害発生後に、精神的疲労等による自殺などの人的な理由で、人命を落とすことがありました。 そこで、「8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」も重点化する施策の一つだと思います。	C	いただいた御意見は、今後改定する際の参考にさせていただきます。
26	全体を通じて		各施策で担当課が記載されているが、個々で動くのではなく連携して取り組んでいただきたい。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
27	全体を通じて		地域防災計画等との整合は取れているか。	B	秦野市総合計画や地域防災計画等、分野別計画との調和及び連携を図っております。
28	全体を通じて		災害に対応できる地域づくりをしていかなければならない。計画に記載されているがリスクコミュニケーションが大事なので、関係各所と連携していただきたい。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
29	全体を通じて		市街地での地震による火災や、避難所生活の長期化による体調悪化等、懸念されることが多いが、計画に示されているような最悪の事態にならないよう取り組んでいただきたい。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
30	全体を通じて		地域防災計画が既に策定されている中、策定する目的は何か。	E	地域防災計画は、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめているものです。 国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくことを目的として策定します。
31	全体を通じて		計画期間が10年間となっているが、期間内に定期的な改定をおこなっていくことか。	E	秦野市総合計画と合わせ令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
32	全体を通じて		防災・減災に関する指針として策定することとなるが、策定後も定期的な見直しを行い、計画を活かしていただきたい。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
33	全体を通じて		計画期間を10年間としている理由はなにか。	E	秦野市総合計画と合わせ令和3年度から令和12年度までの10年間としておりますが、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
34	全体を通じて		防災意識の向上、防災組織の強化などに、「共助」が多く含まれている。 市は、市民に対して「共助」そのものを求めても期待は出来ないであろう。 「共助」参加の義務化や参加者等の優遇制度を含めた、制度の改善を提案する。 現状の市民感覚には、防災面の助けは「公助」を期待するが、自分が助ける方に戻る「共助」は行わないとする風潮である。 これは、昨今の自治会加入率の低下がそれを物語っている。 市民参加の行事や避難所運営をはじめとする防災活動の多くは、自治会の各地区役員や各自治会の自治会員によって行われているのが現状ですが、参加者や参加団体には何らメリットがない。 これらに直接的な関係者（「共助」等の活動者など）や自治会会員など間接的な関係者に対して優遇処置を与えるなどの、自治会加入者と未加入者の差別化を行う。 これにより、自治会加入率の向上や地域防災力の向上を図ることを提案する。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 自治会加入率の低下については市および秦野市自治会連合会でも問題として捉え、打開策等を検討する専門委員会を令和2年度より設立しています。 現状では、自治会加入者への優遇措置、未加入者との差別化を行うことは難しいですが、加入していることへのメリット（自治会加入者と未加入者への区別化）等も含め、自治会加入率の向上や地域防災力の向上について検討を行います。

※このほかに、「字句の訂正や文言の整理等」に対する御意見・提案等については、適宜、参考とさせていただきます。